

高松市・庵治町合併協議会
第 8 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1	「下水道事業について」に関する資料（協議第 4 5 号資料） -----	1 ~ 1 0
2	「消防防災関係事業について」に関する資料（協議第 4 6 号資料） -----	1 1 ~ 1 7
3	「社会教育事業について」に関する資料（協議第 4 7 号資料） -----	1 8 ~ 4 4
4	「文化振興事業について」に関する資料（協議第 4 8 号資料） -----	4 5 ~ 6 9
5	「その他の事業について」に関する資料（協議第 4 9 号～協議第 5 2 号資料） -----	7 0 ~ 8 4
6	「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料（協議第 5 4 号資料） -----	8 5 ~ 8 7

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	2
下水道使用料について	3
受益者負担金について	4
水洗便所改造資金支援制度について	5
合併処理浄化槽設置に対する補助について	6
雨水利用について	7~8
排水設備設置助成について	9
(参考資料)下水道使用料比較表	10

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業		部 会 名	土 木
分 類	公共下水道事業計画			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 計画概要	<p>①事業名：高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区)</p> <p>[全体計画]</p> <p>・都市計画決定区域 3,241.2ha(全体3,348.2ha)</p> <p>・計画人口 164,230人(166,680人)</p> <p>[事業計画区域]</p> <p>・事業計画区域 3,241.2ha</p> <p>・計画人口 164,230人</p> <p>②事業名：高松市流域関連公共下水道事業 流域下水道名：香東川流域下水道 (高松市の西部処理区)</p> <p>[全体計画]</p> <p>・都市計画決定区域 1,545.2ha(全体2,124ha)</p> <p>・計画人口 75,770人(84,620人)</p> <p>[事業計画区域]</p> <p>・事業計画区域 1,500.2ha</p> <p>・計画人口 75,520人</p>	<p>①事業名：庵治町特定環境保全公共下水道</p> <p>[全体計画]</p> <p>・計画面積 320 ha</p> <p>・計画人口 5,500 人</p> <p>[事業計画区域]</p> <p>・事業計画区域 145.5 ha</p> <p>・計画人口 4,760 人</p>		
				対 応 策
				庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。
				調 整 案
				庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業																																																	
分類	下水道使用料																																																	
現 況																																																		
項 目	高 松 市	庵 治 町																																																
1 使用料	単位:円	単位:円																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td>汚水排除量が8m³まで</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が8m³を超え13m³まで(1m³につき)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が13m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量20m³を越え50m³まで(1m³につき)</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を越え500m³まで(1m³につき)</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量500m³を越えるもの(1m³につき)</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均的使用量(18m³/月) 1,874円 ※平成19年度に見直しを行う。</p>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	95	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205	湯屋業	1m ³ につき	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水</td> <td rowspan="5">10m³まで</td> <td rowspan="5">2,000</td> <td>汚水排除量が10m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が20m³を超え30m³まで(1m³につき)</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量30m³を越え50m³まで(1m³につき)</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を越え100m³まで(1m³につき)</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量100m³を越えるもの(1m³につき)</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均的使用量(18m³/月) 3,860円</p>	種別	基本料金		従量使用料		汚水量	金額	単位	金額	一般汚水	10m ³ まで	2,000	汚水排除量が10m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	210	汚水排除量が20m ³ を超え30m ³ まで(1m ³ につき)	220	汚水排除量30m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	230	汚水排除量50m ³ を越え100m ³ まで(1m ³ につき)	240	汚水排除量100m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	250	公衆浴場			1m ³ につき	80
種別	従量使用料																																																	
	単位	金額																																																
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810																																																
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	95																																																
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100																																																
	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140																																																
	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175																																																
	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205																																																
湯屋業	1m ³ につき	35																																																
種別	基本料金		従量使用料																																															
	汚水量	金額	単位	金額																																														
一般汚水	10m ³ まで	2,000	汚水排除量が10m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	210																																														
			汚水排除量が20m ³ を超え30m ³ まで(1m ³ につき)	220																																														
			汚水排除量30m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	230																																														
			汚水排除量50m ³ を越え100m ³ まで(1m ³ につき)	240																																														
			汚水排除量100m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	250																																														
公衆浴場			1m ³ につき	80																																														
2 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月定例日検針 ・水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月定例日検針 ・上下水道課上水道係に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 																																																
3 納入期限・納入場所	<p>(納入期限) 翌月15日 口座振替は翌月14日</p> <p>(納入場所) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、コンビニエンスストア</p>	<p>(納入期限) 翌月の末日 口座振替は翌月の末日(原則)</p> <p>(納入場所) 指定金融機関</p>																																																

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
使用料、徴収方法及び納入期限・納入場所が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業	
分類	受益者負担金	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	高松市と同じ。
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り350円を乗じて得た金額に、 1画地当たり135,000円を加えた金額(ただし、100円 未満は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。	3年間の分割払で、年3期(6・9・12月)の9回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	高松市と同じ。
5 報奨金制度	納期前に納付した負担金 × 1 / 3 0 0 × 納期前月数の合計	納期前に納付した分担金 × 5 / 1 0 0 0 × 納期前月数の合計
6 減免基準	<p>1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地</p> <p>2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地</p> <p>3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地</p> <p>4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地</p> <p>5 その他市長が特に必要と認める土地</p>	<p>1 高松市と同じ。</p> <p>2 高松市と同じ。</p> <p>3 高松市と同じ。</p> <p>4 学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地</p> <p>5 その他町長が特に必要と認める土地</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金額、徴収方法、報奨金制度及び減免基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	(水洗便所改造資金貸付制度) 汲取り便所を水洗便所に改造または、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	(水洗便所改造資金融資あっせん等制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の融資のあっせんを行うとともに、当該資金を融資した指定金融機関に対し、利子補給を行う。
2 貸付・融資あっせん額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	改造工事1件につき5万円以上50万円以内
3 利率	無利子	高松市と同じ。
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	高松市と同じ。(償還月数50月以内)

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容及び貸付・融資あっせん額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業																																				
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助																																				
項目	現 況																																				
	高 松 市	庵 治 町																																			
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助	<p>(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>445,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>514,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>648,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table> <p>5~10人槽について市単独の上乗せがある。</p>	5人槽	445,000円	6~7人槽	514,000円	8~10人槽	648,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円	<p>(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>町長が定める地域</td> <td>町長が定める地域以外</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>463,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>824,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>11人槽以上</td> <td>別途協議</td> <td>別途協議</td> </tr> </table> <p>※町長が将来においても生活排水処理を合併処理浄化槽で行うと定めた地域 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>800,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>11人槽以上</td><td>別途協議</td></tr> </table>		町長が定める地域	町長が定める地域以外	5人槽	354,000円	100,000円	6~7人槽	463,000円	150,000円	8~10人槽	824,000円	200,000円	11人槽以上	別途協議	別途協議	5人槽	600,000円	6~7人槽	800,000円	8~10人槽	1,000,000円	11人槽以上	別途協議
	5人槽	445,000円																																			
6~7人槽	514,000円																																				
8~10人槽	648,000円																																				
11~20人槽	981,000円																																				
21~30人槽	1,668,000円																																				
31~50人槽	2,238,000円																																				
	町長が定める地域	町長が定める地域以外																																			
5人槽	354,000円	100,000円																																			
6~7人槽	463,000円	150,000円																																			
8~10人槽	824,000円	200,000円																																			
11人槽以上	別途協議	別途協議																																			
5人槽	600,000円																																				
6~7人槽	800,000円																																				
8~10人槽	1,000,000円																																				
11人槽以上	別途協議																																				
	<p>※なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、市税を滞納している者等については、次の補助限度額となる。 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>519,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table>	5人槽	354,000円	6~7人槽	411,000円	8~10人槽	519,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円																								
5人槽	354,000円																																				
6~7人槽	411,000円																																				
8~10人槽	519,000円																																				
11~20人槽	981,000円																																				
21~30人槽	1,668,000円																																				
31~50人槽	2,238,000円																																				

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額に差異がある。 ・高松市では、市税滞納者等に対して、異なる補助限度額を適用している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業		部会名	土木																								
分類	雨水利用																											
現 況																												
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題																									
1 雨水貯留浸透施設整備助成	<p>①個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ)を設置の際、その費用の一部を助成 (助成額)</p> <p>雨水浸透ます</p> <table border="0"> <tr> <td>内径150ミリ以下</td> <td>5,000円/基</td> </tr> <tr> <td>150超～200以下</td> <td>7,000円/基</td> </tr> <tr> <td>200超～250以下</td> <td>10,000円/基</td> </tr> <tr> <td>250超～300以下</td> <td>11,000円/基</td> </tr> <tr> <td>300超～350以下</td> <td>18,000円/基</td> </tr> <tr> <td>350超～400以下</td> <td>21,000円/基</td> </tr> <tr> <td>400超</td> <td>40,000円/基</td> </tr> </table> <p>雨水浸透トレンチ</p> <table border="0"> <tr> <td>内径75ミリ以下</td> <td>4,000円/m</td> </tr> <tr> <td>75超～100以下</td> <td>5,000円/m</td> </tr> <tr> <td>100超～150以下</td> <td>6,000円/m</td> </tr> <tr> <td>150超～200以下</td> <td>9,000円/m</td> </tr> <tr> <td>200超</td> <td>11,000円/m</td> </tr> </table> <p>②公共下水道を使用する際、不要となった浄化槽を雨水貯留に改造する個人・法人にその費用の一部を助成 (助成額)</p> <p>改造工事費用額の2/3(上限10万円)</p>	内径150ミリ以下	5,000円/基	150超～200以下	7,000円/基	200超～250以下	10,000円/基	250超～300以下	11,000円/基	300超～350以下	18,000円/基	350超～400以下	21,000円/基	400超	40,000円/基	内径75ミリ以下	4,000円/m	75超～100以下	5,000円/m	100超～150以下	6,000円/m	150超～200以下	9,000円/m	200超	11,000円/m	<p>① 該当なし。</p> <p>②高松市と同じ。</p>	<p>・雨水貯留浸透施設整備助成に差異がある。</p> <p>・庵治町では、雨水流出抑制施設整備助成を行っていない。</p>	
内径150ミリ以下	5,000円/基																											
150超～200以下	7,000円/基																											
200超～250以下	10,000円/基																											
250超～300以下	11,000円/基																											
300超～350以下	18,000円/基																											
350超～400以下	21,000円/基																											
400超	40,000円/基																											
内径75ミリ以下	4,000円/m																											
75超～100以下	5,000円/m																											
100超～150以下	6,000円/m																											
150超～200以下	9,000円/m																											
200超	11,000円/m																											
対 応 策																												
高松市の制度に統一する。																												
調 整 案																												
高松市の制度に統一する。																												

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業		部会名	土木
分類	雨水利用			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 雨水流出抑制 施設整備助成	<p>(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成</p> <p>(補助対象者) 個人・法人</p> <p>(助成額) 小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) 中・大規模施設 1m³につき4万円(上限100万円)。ただし、有効貯留水量が25m³を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m³を超える部分について2万円/m³を加算(上限150万円)。</p>	該当なし。	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業							
分類	排水設備設置助成							
	現 況							
項目	高 松 市	庵 治 町						
1 排水設備設置助成	該当なし。	<p>(内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。</p> <p>(助成額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>3.5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後2年以内</td> <td>2.0万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	限度額	供用開始後1年以内	3.5万円	供用開始後2年以内	2.0万円
区分	限度額							
供用開始後1年以内	3.5万円							
供用開始後2年以内	2.0万円							

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、排水設備設置費助成を実施していない。

対 応 策
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

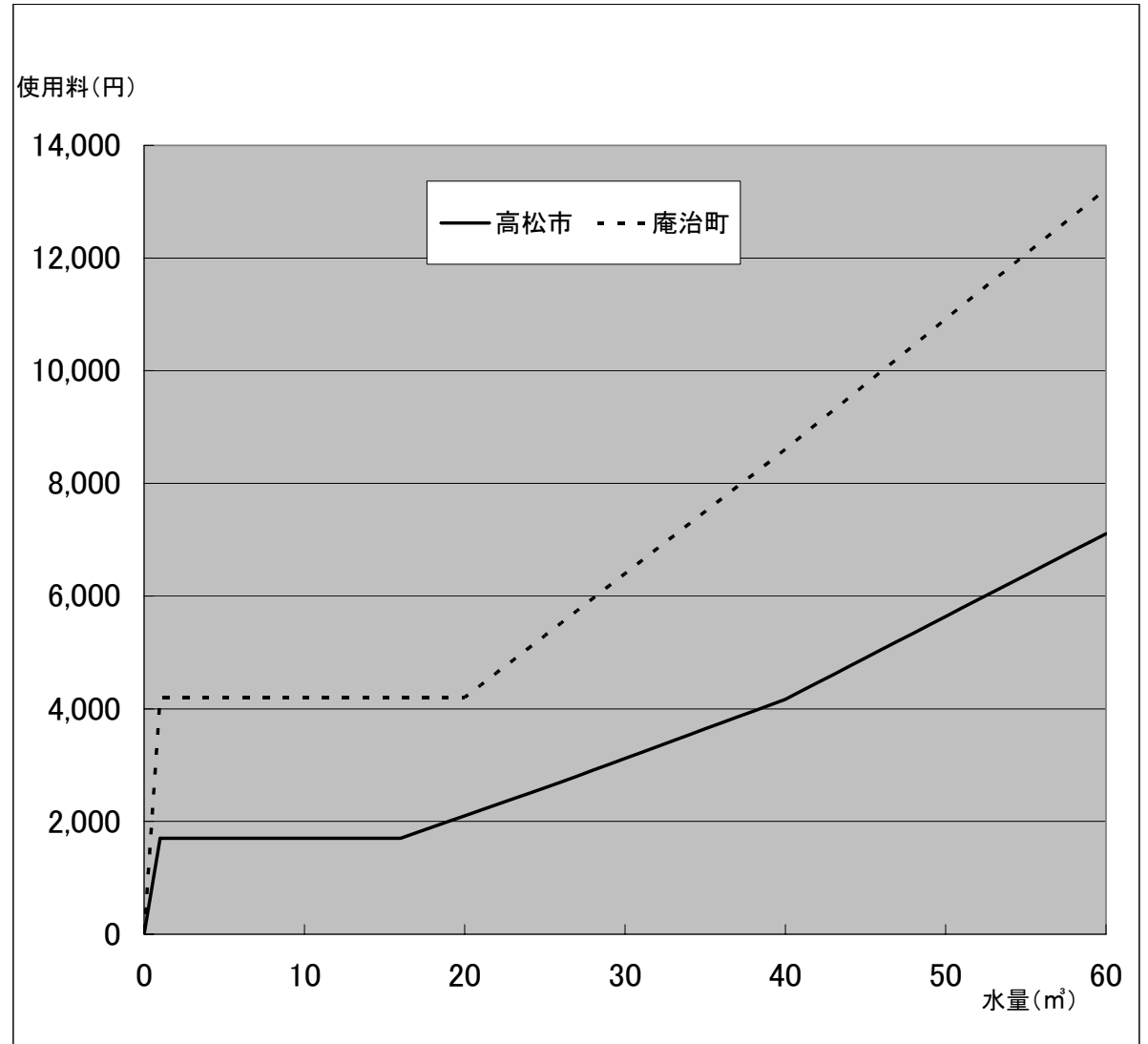
調 整 案
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

下水道使用料比較表

(参考資料)

※2か月分、税込み、単位:円

水量(m ³)	高松市	庵治町	水量(m ³)	高松市	庵治町
1	1,701	4,200	31	3,223	6,620
2	1,701	4,200	32	3,328	6,840
3	1,701	4,200	33	3,433	7,060
4	1,701	4,200	34	3,538	7,280
5	1,701	4,200	35	3,643	7,500
6	1,701	4,200	36	3,748	7,720
7	1,701	4,200	37	3,853	7,940
8	1,701	4,200	38	3,958	8,160
9	1,701	4,200	39	4,063	8,380
10	1,701	4,200	40	4,168	8,610
11	1,701	4,200	41	4,315	8,840
12	1,701	4,200	42	4,462	9,070
13	1,701	4,200	43	4,609	9,300
14	1,701	4,200	44	4,756	9,530
15	1,701	4,200	45	4,903	9,760
16	1,701	4,200	46	5,050	9,990
17	1,800	4,200	47	5,197	10,220
18	1,900	4,200	48	5,344	10,450
19	2,000	4,200	49	5,491	10,680
20	2,100	4,200	50	5,638	10,920
21	2,199	4,420	51	5,785	11,150
22	2,299	4,640	52	5,932	11,380
23	2,399	4,860	53	6,079	11,610
24	2,499	5,080	54	6,226	11,840
25	2,598	5,300	55	6,373	12,070
26	2,698	5,520	56	6,520	12,300
27	2,803	5,740	57	6,667	12,530
28	2,908	5,960	58	6,814	12,760
29	3,013	6,180	59	6,961	12,990
30	3,118	6,400	60	7,108	13,230



「消防防災関係事業について」に関する資料

常備消防について	12~14
防災団体等について	15
地域防災計画について	16
防災行政無線について	17

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業		部 会 名	消 防
分 類	常備消防			
項 目	現 況		問 題 点 ・ 課 題	
	高 松 市	庵 治 町		
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)	運営主体に差異がある。	
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 消防防災課 — 情報指令課 — 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 — 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 — 仏生山出張所 — 円座出張所 — 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 — 山田出張所 — 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 — 国分寺出張所 	<p>消防本部 (三木町)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 警防課 — 消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 (牟礼町) — 西分署 (香川町) <p>(参考) 一部事務組合の行政機構図</p> <pre> graph TD A[関係6町] --- B[管理者] A --- C[組合議会議員] B --- D[副管理者] D --- E[幹事] D --- F[収入役] E --- G[消防本部] H[監査委員] --- B </pre>	<p>対 応 策</p> <p>常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。</p>	
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署	<p>調 整 案</p> <p>常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類	常備消防			
項目	現 況		問題点・課題	
4 人員	高 松 市	庵 治 町	対 応 策	
	消防局 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 13人 — 予防課 19人 — 消防防災課 6人 — 情報指令課 19人 — 北消防署 69人 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 32人 — 南消防署 46人 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 12人 — 仏生山出張所 12人 — 円座出張所 18人 — 東消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 12人 — 山田出張所 18人 — 西消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 21人 — 国分寺出張所 12人 <p>計 385 人</p>	消防本部 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 5人 (県派遣1人) — 予防課 7人 — 警防課 9人 — 消防署 28人 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 25人 — 西分署 25人 <p>計 99 人</p>	調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業							
分類	常備消防							
		現況						
項目	高松市		庵治町					
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原因調査車	1
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	査察車	1
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1		防火号	1
		タンク車	1	広報車	1	消防署	救助工作車	1
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1
							高規格救急車	2
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1	東分署 (牟礼町)	梯子付消防ポンプ自動車	1
		化学車	2	査察車	1		消防ポンプ自動車	1
	南消防署	指令車	1	梯子車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
		タンク車	1	広報車	1		軽四積載車	1
		救助工作車	1	査察車	1		広報車	1
		高規格救急車	1				高規格救急車	1
	太田出張所	タンク車	1			西分署 (香川町)	化学消防ポンプ車	1
	仏生山出張所	ポンプ車	1				消防ポンプ自動車	1
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1		積載車	1
		タンク車	1	広報車	1		軽四積載車	1
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1		広報車	1
	川添出張所	ポンプ車	1				高規格救急車	1
山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1				
西消防署	指令車	1	高規格救急車	1				
	タンク車	1	広報車	1				
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1				
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1				
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1				
国分寺出張所	ポンプ車	1						

部会名	消 防
-----	-----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業		部 会 名	消 防
分 類	防災団体等			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治幼稚園幼年消防クラブ(幼稚園1クラブ) 		<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>防火団体及び自主防災組織に差異がある。</p>
2 自主防災組織	<p>(組織数) 326(組織率25.5%)</p> <p>(結成自治会) 407自治会(世帯数35,839)</p> <p>(支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入して配布している。</p>	<p>庵治町自主防災組織 (結成自治会) 自治会 23自治会 (組織率100%)</p> <p>(支援) 防災資機材貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三脚付ハロゲン投光器 ・発電機 ・コードリール ・拡声器 ・誘導灯 ・携帯用無線機(トランシーバー) 		<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>
				<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業		部 会 名	総 務
分 類	地域防災計画			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 名称	高松市地域防災計画	庵治町地域防災計画	問 題 点 ・ 課 題	
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和42年 (平成9年度に震災対策編を作成している。)	地域防災計画に差異がある。	
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	庵治町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災対策を統合的かつ計画的に推進することを目的とする。		
4 計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般対策編 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 ○ 震災対策編 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 ○ 資料編 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般対策編 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 ○ 震災対策編 <ul style="list-style-type: none"> 1 総則 2 災害予防編 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 	対 応 策	
			地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに庵治町地域を含めた計画に見直す。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。	庵治町の災害時における通信連絡及び日常行政事務に関する広報活動を円滑に行い、行政の推進、生活文化の向上、人命保護、災害の防止等住民の福祉に資するため、設置している。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz	【移動系無線】 施設整備年度 昭和53年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 移動局数 23局 車載携帯型 14局 集落可搬型 ー 携帯型 9局 周波数MHz 151.47MHz
	【同報系無線】 該当なし。 (整備について、検討中。)	【同報系無線】 施設整備年度 平成4年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 屋外拡声子局数 17局 戸別受信機設置数 280戸 周波数 69.75MHz
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格 町内住民 経費負担 全額住民負担 ※平成9～10年度自治会に対し設置事業費として、1基5,000円を超える額を補助した。
※ 移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 ※ 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・無線施設及び周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法を検討する必要がある。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市において施設の更新を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の各無線施設の接続方法については、合併時まで調整する。

調 整 案
庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。

「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	19
子ども読書活動推進計画について	20
子どもの健全育成について	21~22
留守家庭児童会事業について	23
子ども会活動の促進について	24
P T A 活動の促進について	25
成人式について	26
青年活動の推進について	27
家庭教育等の推進について	28
成人教育の推進について	29
公民館について	30~32
高松市生涯学習センターについて	33
少年育成センター事業について	34
スポーツ団体育成事業について	35~36
スポーツイベント等振興事業について	37
各種スポーツイベント事業について	38
体育指導委員について	39
学校体育施設開放推進事業について	40~41
体育施設管理運営について	42~44

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部会名	教育
分類	生涯学習基本計画			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等)</p> <p>市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間)</p> <p>平成15年度～平成19年度</p> <p>(目標)</p> <p>豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化 	該当なし。	<p>庵治町では、生涯学習基本計画が策定されていない。</p>	
			対 応 策	
			<p>合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度を適用する。</p>	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部会名	教育
分類	子ども読書活動推進計画			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 子ども読書活動推進計画	<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもたちの読書活動を推進するため、「高松市子ども読書活動推進委員会」を設置するとともに、「高松市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係施策事業の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>(計画期間) 平成16年度～平成20年度</p> <p>(基本方針) ①家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組みの推進 ②社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進</p> <p>(重点プロジェクト) ①ブックスタート ②ブックリストの作成 ③ボランティアの養成 ④一斉読書活動の推進 ⑤学校図書館図書整備 ⑥学校図書館情報システムの構築・活用 ⑦学校図書館指導員の配置 ⑧子ども読書まつり</p>	<p>(概要等) 子どものたちの読書活動を推進するため、「庵治町子ども読書活動推進計画」を策定し、総合的かつ効果的な施策の実施を図る。</p> <p>(計画期間) 平成15年度～(終期は定めていない。)</p> <p>(基本方針) 高松市と同じ。</p> <p>(重点プロジェクト) ①高松市と同じ。 ②該当なし。 ③該当なし。 ④高松市と同じ。 ⑤該当なし。 ⑥該当なし。 ⑦該当なし。 ⑧該当なし。 ⑨学校図書館及び町民会館図書室の整備 ⑩蔵書情報の整備 ⑪町民会館図書室内の子ども読書室の整備</p>	<p>計画の内容に差異がある。</p>	
			対 応 策	
			<p>合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。</p>	
			調 整 案	
			<p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 子ども農園	子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。 (補助基準) 年額50円/m ²	該当なし。
1 子ども外国語教室	子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。 ・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館	該当なし。
3 少年教育指導者派遣事業	学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。	該当なし。
4 共催事業	【子ども会・指導者講習会】 子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。	子どもの健やかな成長を図るため、教育委員会、青少年健全育成町民会議、PTA協議会などが協力しあって、地域ぐるみで子どもを育てる活動を行っている。 ・小学生通学合宿 ・キッズクラブ ・家族ふれあい祭り大会 ・家族手打ちうどん教室 ・子ども天体観測 ・3世代ふれあい交流大会 ・親子クリーン作戦 ・柔道錬成大会 など

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町では、子ども農園、子ども外国語講座及び少年教育指導者派遣事業を実施していない。 ・共催事業に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域で実施している共催事業については、地域の自主活動事業とする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域で実施している共催事業については、地域の自主活動事業とする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部会名	教育
分類	子どもの健全育成			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 共催事業 (つづき)	<p>【新春子どもフェスティバル】 親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など <p>【フットベースボール大会】 子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター 			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	留守家庭児童会事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 留守家庭児童会事業	<p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生)</p> <p>(開設数) 29教室</p> <p>(定員) 各教室 40人</p> <p>(開設時間等)</p> <p>平日 放課後～午後6時</p> <p>長期休業期間等 午前8時30分～午後6時</p> <p>(開設場所) 小学校内専用施設</p> <p>(保護者負担) 月額5,000円</p> <p>(運営方法)</p> <p>管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。</p> <p>・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ)</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生)</p> <p>(開設数) 1ヵ所</p> <p>(定員) 50人</p> <p>(開設時間等)</p> <p>平日 放課後～午後6時</p> <p>土曜日 午前8時30分～午後6時</p> <p>長期休業中 午前8時30分～午後6時</p> <p>(開設場所) 小学校敷地外の市有地</p> <p>(利用者負担金)</p> <p>月～金の利用者 月額5,000円</p> <p>月～土の利用者 月額7,000円</p> <p>(運営方法)</p> <p>管理・運営を地元団体に委託</p>	<p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(対象) 高松市と同じ。</p> <p>(開設数) 1教室</p> <p>(定員) 30人</p> <p>(開設時間等) ※8月を除く</p> <p>平日:午後1時～午後5時30分(4月～9月)</p> <p>:午後1時～午後5時(10月～3月)</p> <p>(開設場所) 小学校内専用施設</p> <p>(保護者負担) 無料</p> <p>(運営方法) 教育委員会が管理運営</p>

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	保護者負担、利用日及び利用時間が異なる。
-------------	----------------------

対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町の留守家庭児童会は、高松市の留守家庭児童会として引き継ぐ。 ・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度から3年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。
-------	---

調 整 案	<p>庵治町の放課後留守家庭児童会は、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	子ども会活動の促進	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 653子ども会 子ども会員数 14,953人 ※平成16年度実績 1,993千円 ・高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41子ども会 ※平成16年度実績 963千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町こども会育成連絡協議会 単位子ども会数 20子ども会 子ども会員数 292人 ※平成16年度実績 150千円 <p>該当なし。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象団体等に差異がある。 ・庵治町では、校区子ども会がない

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・庵治町子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への統合を促す。 ・庵治町地域において、校区子ども会の設立を促すとともに、設立後、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促す。 ・庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	PTA活動の促進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	PTA活動の推進・発展及び幼稚園・学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。
2 補助対象団体	<p>高松市PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 62校 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,499人 ※平成16年度実績 2,000千円 <p>高松市立幼稚園PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園数 18園 ・会員数 2,182人 ※平成16年度実績 100千円 	<p>庵治町PTA協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 4校 幼稚園(町立1) 小学校(町立2) 中学校(町立1) ・会員数 550人 ※平成16年度実績 30千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町PTA協議会については、高松市PTA連絡協議会及び高松市立幼稚園PTA連絡協議会への統合を促す。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	成人式	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 成人の日
2 場所	高松市文化芸術ホール	庵治町役場大会議室
3 対象者	4/2～翌年4/1までに生まれた人 市外に転出している人については、電話申込みにより参加ができる。 平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人	4/2～翌年4/1までに生まれた人 市外に転出している人については、申込みにより参加ができる。 平成15年度対象者数 町内在住者 78人 町外在住者 16人 計 94人
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主 催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 成人式運営スタッフ(公募)	(主 催) 庵治町 (企画・運営) 庵治町教育委員会 成人者代表
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	記念イベントは特に実施していない。 受付、司会は成人者の代表者が行っている。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	出席者に記念品を配付している。 冊子(マナー事典等)、紅白まんじゅう、記念写真

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
記念イベント、記念品等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	青年活動の推進			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。 ※平成16年度実績 225千円	該当なし。		
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。		
3 青年寺子屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。		
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子体操教室 年8回開催 ・小学校中学校家庭教育学級 年各1回開催
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3コース 	<p>該当なし。</p>
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10講座 	<p>庵治小学校で、保護者の父親等を対象に子育てへの参加を促す講演会を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立小学校 41校(年1回開催) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 庵治小学校 (年1回開催)
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市立中学校 18校(年2回開催) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 庵治中学校 (年2回開催)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、家庭教育セミナーを実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	成人教育の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 高齢者教室	市内の地区老人クラブ等の申請により、地区公民館等で開設している。 ・41教室	教育委員会主催で、「あじさい大学」を町民会館で開催している。 ・1教室(年9回開催)
2 女性教室	地区婦人会等や市民グループの申請により、地区公民館等で開設している。 ・地区女性教室 39教室 ・市民グループ女性教室 8教室	教育委員会主催で、「レディースクラス」を町民会館で開催している。 ・1教室(年9回開催)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業												
分類	公民館												
現 況													
項 目	高 松 市					庵 治 町							
1 施設の概要	・地区公民館 41館					・公民館 1館(庵治町民会館)							
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	(敷地面積) 2,844㎡ (延べ床面積) 1,516㎡ (構造) 鉄筋コンクリート造3階建 (施設概要) 図書室、小会議室、和室、 大会議室、会議室、講座室、 視聴覚室、調理実習室、茶室、 団体室				
	1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F					
	2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F					
	3 亀阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F					
	4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F					
	5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F					
	6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F					
	7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F					
	8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F					
	9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F					
	10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F					
	11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F					
	12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F					
	13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F					
	14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F					
	15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F					
	16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F					
	17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F					
	18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F					
	19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F					
	20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F					
	21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F									
	RC:鉄筋コンクリート SALC:鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張												
	・管理公民館					・管理公民館							
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	該当なし。								
1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F									

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公民館の開館日、開館時間等に差異がある

対 応 策
庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

調 整 案
庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	公民館	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日及び月曜日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する祝日については午後5時まで) ・休館日 月曜日(その日が祝日法に規定する祝日に当たるときは、その翌日) 月曜日を除く国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで
3 公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、趣味や教養を高める文化講座や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、町民会館のホールや会議室を貸出している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業																																																																											
分類	公民館																																																																											
現 況																																																																												
項目	高 松 市		庵 治 町																																																																									
4 使用料	・公民館使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室 (40㎡未満)</td> <td>220円</td> <td>250円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>中会議室 (40㎡以上150㎡未満)</td> <td>430円</td> <td>500円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>大ホール (150㎡以上)</td> <td>870円</td> <td>1,010円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>650円</td> <td>760円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房装置</td> <td colspan="3">その室の使用料の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>		使用時間	午前9時から 正午まで	午後から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額			・庵治町公民館使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">午前・午後</th> <th colspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th>通常額</th> <th>減免額</th> <th>通常額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 小会議室</td> <td>600円</td> <td>200円</td> <td>800円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1階 和室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,700円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>2階 大会議室</td> <td>1,300円</td> <td>400円</td> <td>1,700円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>2階 会議室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>2階 講座室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>2階 視聴覚室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>2階 調理室</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>2階 茶室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	午前・午後		夜 間		通常額	減免額	通常額	減免額	1階 小会議室	600円	200円	800円	200円	1階 和室	1,100円	350円	1,700円	550円	2階 大会議室	1,300円	400円	1,700円	550円	2階 会議室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 講座室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 視聴覚室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 調理室	1,100円	1,100円	1,500円	1,500円	2階 茶室	1,100円	350円	1,500円	450円
	使用時間	午前9時から 正午まで	午後から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																																								
小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																																									
中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																																									
大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円																																																																									
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																																									
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																																											
区 分	午前・午後		夜 間																																																																									
	通常額	減免額	通常額	減免額																																																																								
1階 小会議室	600円	200円	800円	200円																																																																								
1階 和室	1,100円	350円	1,700円	550円																																																																								
2階 大会議室	1,300円	400円	1,700円	550円																																																																								
2階 会議室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																																								
2階 講座室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																																								
2階 視聴覚室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																																								
2階 調理室	1,100円	1,100円	1,500円	1,500円																																																																								
2階 茶室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																																								
	※公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は、使用料を減免している。		※冷暖房を使用する場合は、1時間につき大会議室と和室については1,000円、その他については200円加算する。 ※減額団体については午前、午後、夜間それぞれ1回につき1時間の料金を加算する。																																																																									

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業																															
分類	高松市生涯学習センター																															
現 況																																
項目	高 松 市	庵 治 町																														
1 概要	(所在地) 高松市片原町11番地1(むうぶ片原町ビル内) (延床面積) 3,186.24㎡ (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造13階建ての1階から4階までの各階の一部 (施設) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>301㎡</td> <td>220人</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>224㎡</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>18畳</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>OA実習室</td> <td>91㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>90㎡</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>90㎡</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>66㎡</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	定員	多目的ホール	301㎡	220人	大研修室	224㎡	90人	小研修室	84㎡	42人	和室	18畳	24人	OA実習室	91㎡	20人	実習室	90㎡	32人	音楽室	90㎡	16人	視聴覚室	84㎡	42人	市民ギャラリー	66㎡	—	該当なし。
施設名	面積	定員																														
多目的ホール	301㎡	220人																														
大研修室	224㎡	90人																														
小研修室	84㎡	42人																														
和室	18畳	24人																														
OA実習室	91㎡	20人																														
実習室	90㎡	32人																														
音楽室	90㎡	16人																														
視聴覚室	84㎡	42人																														
市民ギャラリー	66㎡	—																														
2 事業概要	①高松市生涯学習カレッジ ②高松市生涯学習推進事業 ③指導者・ボランティア養成事業																															
3 生涯学習情報システム	市民の学習活動を支援するため、人材・イベント・施設情報等の各種学習情報の提供、施設予約管理及び事業管理等の各種機能を持つ生涯学習情報システムを運営している。																															

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	少年育成センター事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 実施主体	高松市が運営	庵治町が運営		
2 事業内容	<p>(巡視・補導業務) 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。</p> <p>(相談業務) 青少年の多様な悩みに相談対応する。</p> <p>(地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、高松市青少年健全育成市民会議に対して補助金を交付している。</p> <p>なお、各校区ごとの青少年健全育成連絡協議会に対しては、高松市青少年健全育成市民会議から、活動費を助成している。</p> <p>(その他) 環境浄化・広報啓発・研修等を行う。</p>	<p>(巡視・補導業務) 高松市と同じ。</p> <p>(相談業務) 高松市と同じ。</p> <p>(地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、庵治町青少年健全育成町民会議へ補助金を交付している。</p> <p>(その他) 高松市と同じ。</p>	対 応 策	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町青少年健全育成町民会議については、高松市青少年育成市民会議への統合を促す。</p> <p>なお、活動支援方法等については、庵治町の地域活動の実情を考慮する中で、適切に対応するものとする。</p>
			調 整 案	<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 体育協会	<p>(名称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体=1,350千円 選手育成補助金 1,350千円</p>	<p>(名称) 庵治町体育協会 (加盟団体) 9 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、講習会の開催を奨励し、庵治町における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 1,200千円</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体=5,550千円 連絡協議会補助金 1,350千円</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会及びスポーツ少年団への補助に差異がある。 ・庵治町では、地区体育協会がない。 ・スポーツ少年団の登録料等に差異がある。 ・高松市スポーツ少年団では、日没後の練習を認めていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・庵治町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・庵治町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする。 ・庵治町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。 ・庵治町地域のスポーツ少年団の新規登録窓口については、現行のとおりとする。 ・庵治町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の観点から、日没後も認めることとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	スポーツ団体育成事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
3 高松市体力 づくり市民会議	(名称) 高松市体力づくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツ を推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @ 10千円×16団体=160千円	(名称) 庵治町体力づくり推進協議会 (加盟団体) 庵治町体育指導委員、庵治町 教育委員会事務局職員 (活動内容) 町民の体力づくり運動を推進。 (補助金) 補助金 150千円		
4 スポーツ少年団	(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157 団体 (人数) 3, 627 人 (登録料) 指導者 1, 500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円) (受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフト ボール・バドミントン・その他種目〔7専門委員会〕 (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定 員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している 他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っ ている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流 事業補助金 100千円 ※各スポーツ少年団が交互に訪問、 受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会 事業負担金 61千円	(名称) 庵治町スポーツ少年団 (登録数) 4団体 (人数) 147人 (登録料) 指導者 1, 000円(国700円、県300円) 団員 500円(国300円、県200円) (受付窓口) 庵治町教育委員会事務局 (専門委員会) なし (活動内容) 軟式野球、バレーボール、柔道、剣道の4種目の 団体が活動している他、国や県の研修会や交流大 会への参加をしている。 (練習時間帯) 特に定めていない (補助金) 400千円 (負担金) なし		
			問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	スポーツイベント等振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区対抗競技大会(校区別) <ul style="list-style-type: none"> リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クオーターマラソン ・広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 ・フリー参加型スポーツイベント <p>(運営)</p> <p>高松市民スポーツフェスティバル実行委員会</p> <p>概要</p> <p>企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び団体との連絡調整等</p> <p>(主管団体)</p> <p>高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) 庵治町民運動会 (開催時期) 5月(連休後) (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会対抗リレー競技 ・レクリエーション競技等 <p>(運営)</p> <p>庵治町職員で運営</p> <p>(主催)</p> <p>庵治町</p> <p>(経緯・現状)</p> <p>平成8年までは、毎年実施していたが、隔年で行うことが決定。 平成10年実施後、町の節目の年に行うことに決定。 平成13年に町制30周年記念として実施。以降実施されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市・町民スポーツ大会の内容等に差異がある。 ・庵治町では、地区運動会を開催していない 	
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 ※地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催</p>	該当なし。	対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町民運動会は、高松市の地区運動会として取り扱うものとし、補助については、庵治町地域のスポーツ振興を図る観点から、適切に対応する。
			調 整 案	高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	各種スポーツイベント事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(琴平・塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・郡市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・町長杯軟式野球大会 ・町長杯バレーボール大会 ・壮年ソフトボール大会 ・自治会対抗バレーボール大会 ・早朝軟式野球大会 ・健脚大会(塩江) ・郡市対抗源平駅伝競走大会
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道練成大会
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーマラソンinAji ・国体出場者激励事業 ・こどもマリンスポーツ交流事業

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で、類似のイベントがある。 ・庵治町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が庵治町地域に限られるものがある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・両市町の類似イベントについては、統合する。 ・庵治町のスポーツイベントについては、庵治町の地区体育協会の自主運営とする。 <p>ただし、ファミリーマラソンinAjiについては、高松市民スポーツフェスティバルの中で現行のとおり継続し、こどもマリンスポーツ交流事業についても現行のとおり継続するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、ファミリーマラソンinAji及びこどもマリンスポーツ交流事業については、現行のとおり継続する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 構成	(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区から推薦された男女各1名 (定員 95名以内:※) ※2名×41校区+学識9名=91名 (任期) 2年 (平成16年4月1日～平成18年3月31日)	(委員) スポーツに関心と理解を持ち、職務を積極的に果たす者の中から教育委員会が委嘱する者 10名 (任期) 2年 高松市と同じ。
2 活動内容	(定例会) 毎月1回(第3木曜日) (研修会) 年2～3回開催 (主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式 (運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、郡市対抗源平駅伝競走大会(立哨)	(定例会) 毎月1回(第2木曜日) (研修会) 国、県、讃岐地区(木田・香川郡)の研修会に参加。 (主管、協力事業等) ・早朝軟式野球大会、町長杯軟式野球大会、ナイターハイキング、ファミリーマラソン運営 ・讃岐地区(木田・香川郡)スポーツフェスティバル運営
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	年額34,000円/人 (上半期、下半期の2期に分けて支出)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
体育指導委員の構成、活動内容及び報酬に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の委員については、庵治第二小学校区を庵治小学校区に含め、男女1名ずつとする。 ・委員定数については、合併時までに見直しを行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 開放施設(学校)の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1、内1校は小学校の代替) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 体育館2、運動場2(夜間照明一部設置) ・中学校 体育館1、運動場1(夜間照明一部設置)、プール1(夜間照明設置) ※プールについては、夏季休業中のみ開放している。
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	教育委員会が管理運営を行っている。
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	社会体育施設の利用者を構成員として、体育施設開放委員会を設置し、利用予約の調整及び施設利用の諸問題について協議している。原則、使用申込みは、利用日の月の前月1日からとなっているが、開放委員会での予約は前月の第1週目の練習日までの申請を有効としている。申込みは、教育委員会事務局または町民会館で行う。
4 補助金	中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。	該当なし。
5 管理謝金	小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算し、毎月支給している。 中学校の体育施設管理人1人平均 月 42千円	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、使用料及び開放時間等に差異がある。 ・庵治町では、夏季休業中、中学校のプールを開放している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治中学校の運動場は、小学校の代替施設として使用し、体育館は一般開放する。 ・庵治町地域の開放学校施設及び開放時間については、現行のとおりとする。 ただし、中学校のプール開放については、合併年度は現行のとおりとする。 ・小学校に学校体育施設開放運営委員会を設置し、自主運営方法で管理運営を行う。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
6 使用料	小学校 無料 中学校 電気代相当分として、体育館(半面800円、 全面1,600円)、運動場2,000円～4,000円	小・中学校とも 体育館 1回 200円、運動場 1H 150円
7 開放時間	小学校 平日 19時～21時 土曜日 13時～21時 日・祝日 9時～21時 中学校(夜間開放のみ) 19時～21時	小学校運動場 平日 17時～日没 土・日・祝 9時～日没 // 体育館 平日 17時～22時 土曜日 9時～22時 日・祝 9時～17時 中学校運動場 20時～22時 // 体育館 平日・土 20時～22時 日・祝 9時～17時

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) 利用時間:8:30~22:00 使用料:10,160円~777,530円(第1競技場) 亀水運動センター(体育館アリーナ面積 768㎡) 利用時間:9:00~21:00 使用料:2,790円~264,130円 西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) 利用時間:9:00~21:00 使用料:6,100円~437,920円 	<ul style="list-style-type: none"> 庵治町体育センター(アリーナ面積1,519.06㎡) 利用時間 9:00~22:00 使用料 1時間当たり 200円 ※庵治町体育協会及び体育協会登録チームに対して、使用料の3割を減免している。
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン 	該当なし。
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> 朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 利用時間:8:30~21:00 使用料:1時間 一般340円、学生230円 夜間照明使用料 1面当たり110円 亀岡庭球場 クレーコート4面 仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面 	<ul style="list-style-type: none"> 庵治町深間テニスコート ハードコート3面 利用時間:6:00~22:00 使用料 1面 1時間当たり 500円 照明料 1面 1時間当たり 500円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 管理運営方法、使用の申請方法、利用時間及び使用料等に差異がある。 庵治町では、中学校の部活動、スポーツ少年団、体育協会等が体育施設を使用する場合、減免措置をしている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
4 グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・南部運動場 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) ・亀水運動センター グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 利用時間:9:00~17:00(6~8月は19:00まで) 使用料:1時間 1,270円~1,520円 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町民グラウンド 野球1面、ソフトボール2面 両翼80m、中堅110m 利用時間 6:00~22:00 使用料 1時間: 町内1,000円~3,100円 /町外2,100円~6,300円 ※町及び教育委員会使用の場合は、全額免除。また、体育協会主催大会の場合は、使用料の2割を減免している。
5 プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール 流水、少年プール 1,022m 水深1m 収容人員680人 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m 収容人員250人 ・福岡町プール 温水プール(25m×6コース) 補助プール、採暖プール ・亀水運動センタープール 25m×8 コース <p>※3施設とも、身体障害者及びその介護者がプールを個人使用する場合は、無料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治中学校プール(25m×6コース) ※庵治中学校プール開放事業として、夏季休業中(7月20日頃から8月20日頃)午後5時から午後8時まで中学校プールを町民に開放している。 入場料 1人200円(高校生以下は無料)
6 武道場	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市総合体育館武道場 第1武道場 447.06㎡ 第2武道場 483.59㎡ 利用時間:8:30~22:00 使用時間:3,040円~13,710円 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町武道館(町民会館3階) 剣道場 1面 武道場 1面(80畳~150畳) 利用時間:9:00~22:00 使用料:1,100円~3,700円 ※スポーツ少年団、中学校の部活動を中心に利用されており、スポーツ少年団・部活動は無料である。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
7 ゲートボール場	・仏生山運動場 屋外ゲートボール場1面 利用時間:午前8時30分～午後5時 (6月～8月は午後7時まで) 使用料:無料	・庵治町ゲートボール場 屋外ゲートボール場2面 利用時間:日の出～原則として日没 使用料:無料 附属施設:工作工房室, 休憩所, 倉庫(トイレ含む) その他:民有地859㎡借用 借地料 年間150,000円 (施設管理) 町老人クラブ連合会
8 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	庵治町教育委員会事務局

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	46
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	47
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	48
文 化 奨 励 賞 に つ い て	49
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	50
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	51
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	52
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	53~55
歴 史 資 料 整 備 事 業 に つ い て	56
文 化 教 育 等 普 及 事 業 に つ い て	57
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	58
図 書 館 事 業 に つ い て	59
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	60~61
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	62
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	63~64
地 域 振 興 館 (仮 称) 整 備 事 業 に つ い て	65
美 術 館 運 営 事 業 に つ い て	66~67
美 術 館 施 設 使 用 料 等 に つ い て	68
美 術 館 協 議 会 等 に つ い て	69

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	指定文化財	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 文化財審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 8人(定数:10人以内) ・報酬 6,600円 ・任期 2年(平成18年5月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 庵治町文化財保護審議会 ・委員数 9人(定数:10人以内) ・報酬 8,500円 ・任期 2年(平成18年3月31日まで)
2 現況	<p>高松市指定文化財 34件(平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件 	<p>庵治町指定文化財 11件(平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 6件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 4件 ・史跡 該当なし。 ・天然記念物 該当なし。
3 文化財保存等事業補助	<p>文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。 23団体 8,471千円(平成15年度実績)</p>	<p>高松市と同じ。 3団体 150千円(平成15年度実績)</p>
4 文化財の指定	<p>文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。</p>	<p>高松市と同じ。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の委員数及び報酬等に差異がある。 ・文化財保存等事業補助の補助金額に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・庵治町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては庵治町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。 ・文化財保存等事業に係る補助金については、これまでの補助状況や現在の活動状況等を個別に検討の上、決定するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 埋蔵文化財調査	<p>(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。</p> <p>(発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。</p>	該当なし。
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、町教育委員会事務局で保管しているが、パソコンによるデータ管理は行っていない。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	包蔵地台帳、地図とも整備していないが、一覧表にして整理している。
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・出土品の整理・保管方法に差異がある。 ・庵治町では、埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図が整備されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする。 ・出土品のデータ管理方法が異なっていることから、全市的に統一したデータ管理ができるよう、早急に庵治町地域の出土品のデータ化を進める。 ・庵治町区域を含めた埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図を、合併時までには作成するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	文化財学習事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 学習会等開催	<p>【ふるさと探訪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <p>【親子文化財教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 <p>【知って貰おう高松講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催 	<p>【ふるさとカルタ探訪ラリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民を対象 ・H14年度まで開催(H15・16年度は休止) ・町内の歴史や伝承、文化財を題材として作成したふるさとカルタ(H12年3月作成)に掲載された場所に一定期間スタンプを設置し、スタンプラリーを行う。スタンプが一定数以上そろった人に対し、ホットピアン(町営公衆浴場)の入浴券を配布。
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。
3 埋蔵文化財出前講座	(内容) 発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演(開催時期) 希望により随時開催	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・学習会等の内容に差異がある。 ・庵治町では、埋蔵文化財展及び埋蔵文化財出前講座を実施していない。

対 応 策
<p>庵治町の「ふるさとカルタ探訪ラリー」は、高松市の「ふるさと探訪」事業に組み込むものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	文化奨励賞	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)	
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数:10人以内) (任期) 1年 (報酬) 6,600円	
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化祭開催事業			
	現況			
項目	高松市	庵治町		問題点・課題
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」 (開催時期) 6月中・下旬から7月上旬にかけての2～3週間 (内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭等 (運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動等 【委員数】 17名 (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445千円(平成15年度実績)</p>	<p>(名称) 庵治町文化展・庵治町芸能大会 (開催時期) 11月2日・3日 (内容) ・文化展:各同好会の作品展示(菊、川柳、俳句、絵画、書道、ろうけつ染、手芸品、幼・小・中学生徒作品、茶席等) ・芸能発表会(11月3日):各同好会の芸能発表 締太鼓、大正琴、日本舞踊、カラオケ、詩吟、 銭太鼓、庵治踊り等 (運営) 庵治町文化協会が主催 町教委が事務局として設営・準備等を行う。 (運営補助) 文化展・芸能大会実施に係る補助は、文化協会への補助に含めて交付している。</p>		<p>・市・町民文化祭の開催時期が異なる。 ・庵治町では地区文化祭を開催していない。</p>
				対応策
				<p>庵治町の文化展・芸能大会については、高松市地区文化祭として取り扱うものとする。</p>
				調整案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施 (開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる) (運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	該当なし。		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術活動推進事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 デリバリー(出前)アーツ	(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 (対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 (内容) 毎年、5メニューを実施	高松市と同じ。	・庵治町では、学校巡回教室を実施していない。 ・市・町民大学の開催時期等に差異がある。	
2 学校巡回教室	【芸術教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優良な芸術を鑑賞する機会を提供 【能楽教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 能・狂言・お囃子の生の優良な古典芸能を鑑賞する機会を提供	該当なし。		
3 市・町民大学	(名称) 秋季市民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 9月	(名称) 町民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、毎年1回開催している。 (開催時期) 10月	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。 なお、庵治町の町民大学は高松市の市民大学に統合し、市民大学の開催を通じ地域の文化振興を図るものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化団体の育成・支援事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 文化協会 活動補助	(名称) 高松市文化協会 (組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在) (補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。	(名称) 庵治町文化協会 (組織) 部門別協会はなく、26の団体により構成されている。 (補助内容) 高松市と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 文化協会の組織に差異がある。 文化団体の補助に差異がある。 庵治町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。 庵治町では、芸術文化活動補助を行っていない。 	
2 文化団体 事業補助	(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。 (補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体 (補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。	該当なし。 ※文化協会への補助に含めて交付している。	対 応 策	
3 芸術文化活動 事業補助	(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。 (補助団体) 32団体(平成15年度実績) (補助額) 5,780千円(平成15年度実績)	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 庵治町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案するとともに激変緩和を考慮する中で、合併時まで調整する。 	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市歴史資料館	該当なし。
2 運営協議会等	<p>1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員)</p> <p>(任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。</p> <p>2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	歴史資料館運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 施設概要等	<p>(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p> <p>(管理施設等) 資料保管倉庫</p>			
4 開館日・開館時間等	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00</p> <p>(休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年未年始(12月29日から1月3日)</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	歴史資料館運営事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 展示内容	(常設展示) ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム ・Q&A ・ビデオライブラリー等 (特別展示) 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 (その他の展示) ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の展示・公開を行うロビー展を随時開催			
6 観覧料等	(常設展示) ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) (特別展示) 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額 (減免対象者) ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等			
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	歴史資料整備事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 資料調査業務等	<p>(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集および調査・分類整理 (記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映 (保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫および円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施</p>	<p>該当なし。 ※小学校体育館等で寄贈を受けた歴史資料を保管している。</p>
2 寄託・寄贈	<p>受入後、写真撮影・採寸・図面・カード作成等を行い収蔵庫で保管</p>	<p>該当なし。</p>
3 資料の周知・公開	<p>・ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開 ・歴史資料館年報等で周知</p>	<p>該当なし。</p>
4 資料購入	<p>高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有職者の関係評価)</p>	<p>該当なし。</p>
5 収蔵品情報システム	<p>歴史資料館、美術館、市民文化センター(平和記念室・昆虫展示室)、菊池寛記念館、文化振興課(埋蔵文化財関係)の所蔵する資料情報を一元管理し、インターネット上で公開している。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化教育普及事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 サンクリスタル学習	歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催 (内容) 三館の施設・資料を利用した学習の実施 送迎の実施 等	該当なし。		
2 歴史資料館講座	市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。 【古文書講座】 ・内容……実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数……年7回 【歴史資料館講座】 ・内容……特別展に関する講座や各種講座の実施 ・開催回数……年5回程度 【夏休みに郷土高松の歴史を探ろう】 ・内容……夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数……夏休期間中・1回(5日間開催) 【小学生の郷土史学習講座】 ・内容……土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数……土曜日開催・1回(4日間開催)	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24-21 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類		図書館運営事業			
現 況					
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台 	町民会館図書室 (町民会館内)		庵治町では、町民会館図書室で図書等の貸し出しを行っている。	
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点) 	町民会館図書室 7,100冊(うち竹本文庫411冊) ※竹本文庫 庵治町出身の竹本一氏からの寄付金(1千万円余)を財源に平成3年に竹本文庫基金を創設し、「竹本文庫」として、町民会館図書室の書籍を購入している。			
3 貸出・返却	(貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理 図書15冊 AV5点 15日 (返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却	(貸出) 貸出台帳に記録 図書5冊 14日 (返却) 町民会館の開館時間内に、町民会館図書室へ返却		対 応 策 <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町民会館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとする。 ・庵治町の竹本文庫の設置場所については、現行のとおりとする。 	
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を採す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。	該当なし。		調 整 案 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	図書館事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 ブックスタート事業	(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人	(内容) 10か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。(偶数月) (実施場所) 10か月児相談会場 〔保健福祉センター〕 (配布冊数) 高松市と同じ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業での内容等に差異がある。 ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、庵治町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。 	
2 児童行事	(内容) ボランティアにより、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館	(内容) 高松市と同じ。 行っている。 (開催時期) 年に4回程度 (開催場所) 町民会館図書室	対 応 策	
3 移動図書館の巡回	移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回	県立図書館の巡回文庫により、町民会館図書室で実施。(町単独では実施していない。) また、県立図書館の貸し出し資料の返却受付を町民会館図書室で行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとする。 	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。		
2 主催事業	① 子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 ② 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 ③ プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 ④ 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 ⑤ 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示			
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 主催事業 (つづき)	⑥ 昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。 ⑦ 展示事業 天体写真展及び子ども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。			
3 併設施設	(施設名) 平和記念室 (事業) ・平和記念品室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設	<p>(名称) 菊池寛記念館 (概要) 【サンクリスタル高松 3階】 高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。</p>	該当なし。
2 事業	<p>(常設展) ① 菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿・著書等を展示 ② 菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。 ③ 「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介 ④ 菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設 (特別展) ・文学展 年1回開催 ・コレクション展 例年2～3月開催 (文芸講座) 毎月1回開催 (文学探訪) 年2回開催 (朗読劇) 児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催 (菊池寛顕彰事業) ・香川菊池寛賞 ・菊池寛ジュニア賞</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	文化芸術ホール運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設	(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称:サンポートホール高松) (概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日	該当なし。
2 事業	(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 ①鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 ②交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務【委託事業】 ①サンポートホール高松開館記念事業 1)サンポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サンポートホール高松開館記念式典 ②鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 ①理事会等運営業務 ②事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業【委託事業】 (1)文化施設等管理運営業務 ①市施設管理運営業務 ※サンポートホール高松 ②広域施設管理運営業務 ※広域交流センター			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	地域振興館(仮称)整備事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 地域振興館 (仮称)整備事業 運営	該当なし。	<p>(概要) 庵治町所有の旧農協倉庫を改修し、庵治町所蔵の三枝惣太郎氏等作製の美術品を展示する施設を平成16年度末を目途に整備している。 なお、あわせて映画『世界の中心で、愛をさけぶ』のセットである『写真館』の復元を行うこととしている。 ※運営主体、運営方法等については、検討中</p> <p>(所在) 庵治町5824番地4</p> <p>(施設概要) 敷地面積 918.93㎡ 施設面積(既存部) 518.24㎡</p> <p>(収蔵物概要) 彫刻(三枝惣太郎氏作) 25体 絵画(三枝惣太郎氏作) 200点 書画(廣瀬富美氏ほか作) 40点</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域振興館(仮称)については、運営主体、運営方法等を検討中である。

対 応 策
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。 ただし、運営主体、運営方法等については、合併時まで調整する。

調 整 案
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	美術館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 美術館名	高松市美術館	該当なし。
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	
3 開館日・開館時間等	(1) 開館日・開館時間 ・火～金曜日 9:30～19:00 ・土・日・祝日 9:30～17:00 ・講堂 9:00～21:00 ・講座室 9:00～17:00 (2) 休館日 ・月曜日 (その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日) ・年末年始(12月29日～1月3日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	美術館運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
4 観覧料	<p>(1) 常設展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円 (160円) ・高・大生 150円 (120円) <p>()内の額は、団体(20人以上)の額</p> <p>(2) 特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3) 観覧料減免対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のもの ・身体等障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 		問 題 点 ・ 課 題	
5 常設展示	<p>(1) 展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている。</p> <p>美術品等取得方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後日本の現代美術(洋画、彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工、金工等) <p>(2) 展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>		対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		
分類	美術館施設使用料等		
	現 況		
項目	高 松 市		庵 治 町
1 展示室	(1) 一般展示室 1日 32,400 円 (2) 企画展示室 1日 37,980 円 (3) 市民ギャラリー 1日 8,260 円		該当なし。
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午前 (9:00~12:00) 8,760 円 午後 (13:00~17:00) 12,450 円 夜間 (18:00~21:00) 12,450 円 午前・午後 (9:00~17:00) 21,210 円 午後・夜間 (13:00~21:00) 24,900 円 全日 (9:00~21:00) 30,360 円 (2) 講座室 1,710円~4,620円 (3) 割増使用料 ・ 営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする。 ・ 申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・ 冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする。 (4) 陶芸館 なし		
3 美術品等撮影許可手数料	・ 学術研究目的 1点 500 円/回 ・ 出版目的 1点 5,080 円/回		

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	美術館協議会等			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 美術館協議会	(1) 委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2) 選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3) 報酬 6,700円 (4) 任期 2年 (平成15年7月1日～17年6月30日)	該当なし。		
2 美術品等の取得	(1) 美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り、答申を得た作品を毎年度取得 (2) 美術品等取得基金 該当なし (3) 美術品等取得調査委員会 ①委員数 8人(学識経験者等) ②報酬 6,700円 ③任期 2年 (平成14年7月1日～16年6月30日)			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

協議第49号資料～協議第52号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第49号)契約制度について	71～73
(協議第50号)葬斎関係事業について	74～78
(協議第51号)女性政策について	79～82
(協議第52号)石のさとフェスティバル事業について	83～84

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(契約制度)											
分類	物品等に係る入札・契約制度											
現 況												
項目	高 松 市		庵 治 町									
1 入札参加資格 受付関係	(1)業者数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">市内業者</td> <td style="text-align: center;">市外業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物品(印刷含む)</td> <td style="text-align: center;">849</td> <td style="text-align: center;">291</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委託業務</td> <td style="text-align: center;">355</td> <td style="text-align: center;">268</td> </tr> </table> (2)有効期間 平成15年6月1日～平成17年5月31日 (3)追加受付事務 ①4月受付…6月から有効 ②7月受付…9月から有効 ③10月受付…12月から有効 ④中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末～2月初旬受付 6月から有効 (4)定期受付事務 平成17年1月ごろ受付 6月から有効		区 分	市内業者	市外業者	物品(印刷含む)	849	291	委託業務	355	268	該当なし。
区 分	市内業者	市外業者										
物品(印刷含む)	849	291										
委託業務	355	268										
2 発注方法等	・契約担当課 管財課(各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 133件 随意契約(上記以外) 3,628件		・契約担当課 該当なし。(各課発注) ・入札方法 指名競争入札 0件 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 随意契約(上記以外) 18件									
3 入札・契約制度	(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決案件(予定価格3,000万円以上) 3案件(15年度)		(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決財産の取得案件(予定価格700万円以上) 該当なし(15年度)									
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品、その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。		庵治町政策企画調整班 1件50万円以上の物品購入について、審議を依頼している。									

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。 ・発注方法、入札・契約制度、審査委員会等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(契約制度)		
分類	建設工事等に係る入札・契約制度		
	現		況
項目	高松市		庵治町
1 入札参加資格 受付	(1)業者数		(1)業者数 ※()は庵治町の名簿登載者
	区分	市内業者	市外業者
	建設工事	648	966
	建設関連委託業務	123	418
	(2)有効期間 平成15年6月1日～平成17年5月31日		(2)有効期間 平成15年4月1日～平成17年3月31日
	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 6月から有効)		(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 4月から有効)
	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数＋主観点数 (ISO取得、工事成績等)		(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数
2 発注方法等	(1)契約発注課 土木部監理課(建設工事130万円超、 建設関連委託50万円超、他は各課発注)		(1)契約発注課 該当なし。(各課発注)
	(2)入札方法、件数(平成15年度)		(2)入札方法、件数(平成15年度)
	・一般競争入札(3億円以上)	3件	・一般競争入札(金額による規定なし) 実績なし
	・公募型指名競争入札	517件	・公募型指名競争入札 実績なし
	(工事130万円超～3億円未満、委託50万円超)		
	・指名競争入札	実績なし	・プロポーザル 2件
	(工事130万円超～3億円未満、委託50万円超)		・指名競争入札 35件
	・随意契約(工事130万円超、委託50万円超)	22件	(工事130万円超、委託50万円超)
			・随意契約(工事130万円超、委託50万円超) 2件
	(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長 等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を 行っている。		(3)審査委員会 すべての入札案件について、助役・4課長で構成 する指名委員会に諮り、発注を行っている。

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。 ・庵治町では、入札監視委員会がない。

対応策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、庵治町の名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。</p>

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(契約制度)	
分類	建設工事等に係る入札・契約制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 格付け等入札・契約制度	(1)格付け・指名基準額の設定 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2)新規名簿登載者の取扱い 名簿登載2年経過後指名対象 (業種毎:工事130万円超) (3)予定価格の公表 すべて事前公表 (4)最低制限価格 工事にすべて設定・事前公表 (5)低入札価格調査制度 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6)議会の議決案件 予定価格1億5,000万円以上	(1)格付け・指名基準額の設定 格付・指名基準額とも設定なし (2)新規名簿登載者の取扱い 該当なし (3)予定価格の公表 公表していない(事前・事後とも) (4)最低制限価格 設定していない (5)低入札価格調査制度 該当なし (6)議会の議決案件 予定価格5,000万円以上
	3案件	1案件
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。 (学識経験等を有する5名)	該当なし。
5 工事監督、検査、工事成績	(1)工事監督 複数監督員制 (2)検査 専任検査員による検査 (3)工事成績の採点 市の評定要領に基づき採点	(1)工事監督 単独監督員制 (2)検査 検査職員(命を受けた者)による検査 (3)工事成績の採点 県の旧評定要領に準じた採点

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	庵治町 (庵治町斎場)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室</p> <p>(斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室</p> <p>(待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>(開設) 平成8年12月(改築)</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 地上1階</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 2基(大型炉) 玄関ホール 和室(15畳) 1室 炉前ホール 待合ホール 炉作業室 障害者用便所</p> <p>【新葬祭場:別棟/H17. 1. 4新設供用開始】</p> <p>(構造・規模) 鉄骨ALC 2階建て 式場(100人用) 1室 遺族控室(2F:10畳) 1室 僧侶控室(2F:6畳) 1室</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・火葬料等の施設使用料に差異がある。 ・庵治町では、町民葬儀を利用した場合、火葬料を無料扱いとしている。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐ。 ・庵治町斎場の施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。 ・合併後において、庵治町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。

調 整 案
<p>庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)																																						
分類	葬斎場																																						
現 況																																							
項目	高 松 市		庵 治 町																																				
3 施設使用料	1 火葬施設使用料		1 火葬施設使用料																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>市 内</th> <th>市 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死 体</td> <td>大人(12歳以上)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死 産 児</td> <td>1胎</td> <td>無 料</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市内の使用料について、有料化を検討中。</p>	区 分	単 位	使 用 料		市 内	市 外	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円	死 産 児		1胎	無 料	13,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内居住者(大人・小人)</td> <td></td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 死産児</td> <td></td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>町外居住者(大人・小人)</td> <td></td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 死産児</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>生体分離肢体等</td> <td></td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※町民葬儀を利用した場合は、火葬料金は全額免除。</p>	区 分	単 位	使 用 料	町内居住者(大人・小人)		30,000円	〃 死産児		20,000円	町外居住者(大人・小人)		100,000円	〃 死産児		60,000円	生体分離肢体等	
区 分	単 位			使 用 料																																			
		市 内	市 外																																				
死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円																																			
	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円																																			
死 産 児		1胎	無 料	13,000円																																			
区 分	単 位	使 用 料																																					
町内居住者(大人・小人)		30,000円																																					
〃 死産児		20,000円																																					
町外居住者(大人・小人)		100,000円																																					
〃 死産児		60,000円																																					
生体分離肢体等		30,000円																																					
	2 式場使用料		2 火葬場待合室使用料																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 単 位</th> <th>使 用 料 (単位当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午 前 (午前9時～正午)</td> <td>市内 31,500円</td> </tr> <tr> <td>午 後 (午後零時30分～午後3時30分)</td> <td>市外 63,000円</td> </tr> </tbody> </table>	使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)	午 前 (午前9時～正午)	市内 31,500円	午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外 63,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待合室使用(24時間まで)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>待合室使用(24超～12時間ごと)</td> <td>2,500円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※火葬時に使用する場合は、3時間以内は無料。</p>	使 用 単 位	使 用 料	待合室使用(24時間まで)	5,000円	待合室使用(24超～12時間ごと)	2,500円加算																									
使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)																																						
午 前 (午前9時～正午)	市内 31,500円																																						
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外 63,000円																																						
使 用 単 位	使 用 料																																						
待合室使用(24時間まで)	5,000円																																						
待合室使用(24超～12時間ごと)	2,500円加算																																						
	※ 市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者		3 新葬祭場使用料																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葬祭場使用(12時間まで)</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>葬祭場使用(12超～12時間ごと)</td> <td>5,000円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の使用料は、葬祭場施設の全室を使った場合の金額である。 ※新葬祭場の控室に限った使用の場合は、上記の2(火葬場待合室使用料)の規定を適用する。</p>	使 用 単 位	使 用 料	葬祭場使用(12時間まで)	25,000円	葬祭場使用(12超～12時間ごと)	5,000円加算																														
使 用 単 位	使 用 料																																						
葬祭場使用(12時間まで)	25,000円																																						
葬祭場使用(12超～12時間ごと)	5,000円加算																																						

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあつては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者(死亡者が、死亡時に町内に住所を有したものを含む。)でなければならない。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として町内において5年以上の経験を有するもので、町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を町長が指定する。
3 種類・料金等	<p>○斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>※ 1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>○自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>※ 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>◎ 霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。</p> <p>※ 生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に、火葬料金を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中である。</p>	<p>○庵治町町民葬儀</p> <p>菊 150,000円</p> <p>蓮華 100,000円</p> <p>百合 70,000円</p> <p>※ 1 町民葬儀に運行する霊柩車は、町と協議のうえ決定した車両とする。</p> <p>2 霊柩車の使用等については、「庵治町町民葬儀実施要綱」による。</p> <p>◎ 霊柩車運行料金の全額を町が負担(ただし、24,780円が限度)。</p> <p>◎ 町民葬儀を利用した場合、火葬料を全額免除。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀の種類・料金等に差異がある。 ・高松市の制度に統一すると庵治町地域の利用者の負担が増加する可能性がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)																																				
分類	墓園関連事業																																				
現 況																																					
項目	高 松 市	庵 治 町																																			
1 墓地の永代使用料等	市営墓地の状況 (1)都市公園法に基づく墓園 平和公園墓園 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4㎡</td> <td>200,000円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>6㎡</td> <td>450,000円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>8㎡</td> <td>800,000円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 5,851</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table>	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)	4㎡	200,000円	2,100円	6㎡	450,000円	3,150円	8㎡	800,000円	4,200円	備考	区画数 5,851	消費税込み	町営墓地の状況 (1)都市公園法に基づく墓園 該当なし。																				
	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)																																		
4㎡	200,000円	2,100円																																			
6㎡	450,000円	3,150円																																			
8㎡	800,000円	4,200円																																			
備考	区画数 5,851	消費税込み																																			
	(2)その他の墓園 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 摺鉢谷墓地</td> <td>3,440</td> <td rowspan="11" style="vertical-align: middle;">90,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>2 宮脇町姥ヶ池墓地</td> <td>3,139</td> </tr> <tr> <td>3 姥ヶ池西墓地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 姥ヶ池東墓地</td> <td>7,134</td> </tr> <tr> <td>5 紫雲墓地</td> <td>3,040</td> </tr> <tr> <td>6 峰山墓地</td> <td>5,382</td> </tr> <tr> <td>7 本門院墓地</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>8 柳三昧北墓地</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>9 柳三昧(桜町)墓地</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>10 楠川墓地</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>11 沖松島墓地</td> <td>622</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,449</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※上記の市営墓地については、清掃手数料なし	墓地名	区画数	永代使用料	1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡	2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139	3 姥ヶ池西墓地		4 姥ヶ池東墓地	7,134	5 紫雲墓地	3,040	6 峰山墓地	5,382	7 本門院墓地	232	8 柳三昧北墓地	150	9 柳三昧(桜町)墓地	298	10 楠川墓地	1,012	11 沖松島墓地	622	計	24,449		(2)その他の墓園 北村共同墓地 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,169</td> <td>85,000円/㎡</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区画数	永代使用料	清掃手数料	1,169	85,000円/㎡	なし
墓地名	区画数	永代使用料																																			
1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/㎡																																			
2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139																																				
3 姥ヶ池西墓地																																					
4 姥ヶ池東墓地	7,134																																				
5 紫雲墓地	3,040																																				
6 峰山墓地	5,382																																				
7 本門院墓地	232																																				
8 柳三昧北墓地	150																																				
9 柳三昧(桜町)墓地	298																																				
10 楠川墓地	1,012																																				
11 沖松島墓地	622																																				
計	24,449																																				
区画数	永代使用料	清掃手数料																																			
1,169	85,000円/㎡	なし																																			

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
・墓地の永代使用料等、使用者の資格、使用許可書再発行に伴う手数料、墓地の経営許可事務及び地元管理墓地整備事業補助に差異がある。 ・庵治町では、簡易火葬場改修事業補助を実施していない。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)		部会名	市民
分類	墓園関連事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 使用者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市に住所を有する者。 ・焼骨を有していること。 ・他に市営墓地を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町に引き続き2年以上住所を有する者。 ・庵治町に住所または本籍が5年以上あった者。 ・生前申込みができる。 		
3 使用許可書再発行に伴う手数料	・継承等に伴う使用許可書の再発行手数料 350円	使用許可書再発行手数料(無料)		
4 墓地の経営許可事務	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界から100メートル以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の経営許可における周囲同意の範囲 ・隣接地権者及び自治会 		
5 簡易火葬場改修事業補助	<p>(内容) 従来からある簡易火葬場の施設改修事業に 従来からある簡易火葬場の施設改修事業に対し、補助金を支出</p> <p>(対象) 炉、煙突、火葬用バーナー、付属施設の改修事業で、30万円を超えるもの</p> <p>(補助率等) 1事業につき、50%以内で150万円を限度 (ただし、女木・男木・菅沢町については、70%以内で210万円を限度)を支出</p>	該当なし。	対 応 策	
6 地元管理墓地整備事業補助	<p>(内容) 地元管理墓地の環境整備に対し、補助金を支出</p> <p>(対象) 墓地の区画のための整備事業、墓地に隣接する水路整備事業、墓地内の整備事業</p> <p>(補助率等) 1事業につき、60%以内で180万円を限度 ただし、30万円以上の事業に適用する。</p>	庵治町単独町費補助条例に規定する補助金制度がある。(補助率70%以内、最低事業費 50,000円)	調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画啓発事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	<p>・男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。</p> <p>(1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示</p>	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	<p>・男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取り組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1) 交付金 300千円 (2) コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業 (男女の自立と社会参画の促進のための学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業 (ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふあい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業 (女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 女性団体への支援	<p>自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 600千円</p>	<p>自主的に組織した女性団体である庵治町婦人会に対し、育成活動として補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 150千円</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(石のさとフェスティバル事業)	
分類	石のさとフェスティバル	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 概要	該当なし。	優秀な石材加工技術者を有し、全国に誇ることのできる石材(庵治石)の産地として、町の基幹産業である石材業の振興と技術向上、新規分野への開拓を図るとともに、石の彫刻家の育成、関係者や地域住民の芸術感覚の養成を図るため、昭和63年から、3年に1回、牟礼町と共同で開催している。
2 実施主体等		(主催) 庵治町、牟礼町、石のさとフェスティバル運営委員会 (後援) 香川県、四国経済産業局のほか新聞社、放送局 (協賛) 讃岐石材加工協同組合、庵治石開発協同組合 庵治石工団地協同組合、協同組合庵治石振興会 等
3 実施内容		(石の彫刻コンクール展) 素材を石に限った彫刻(公募)のコンクール展 (石の彫刻国際シンポジウム) 招待作家の作品製作と展示、講演会、実技指導、イベントへの参加等。 なお、作品の製作に当たっては、地元石材加工業者がサポートしている。
4 その他		(事業費) 約6,000万円 ・庵治町、牟礼町(負担金) 各2,000万円 ・関係団体協賛金等 (開催場所) 庵治町と牟礼町の輪番制としており、次回(平成18年度)は、庵治町で開催予定。

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、同種の事業を実施していない。

対 応 策
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

調 整 案
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(石のさとフェスティバル事業)		部 会 名	
分 類	石のさとフェスティバル			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 その他(つづき)		<p>(準備対応) 開催年の前年度から、審査員の日程及び審査会場の確保、実行委員会の立ち上げ等を行っている。</p> <p>(これまでの開催状況) ○第5回 石のさとフェスティバル ・開催場所 庵治町 ・実施内容 [石の彫刻コンクール展] 会期:平成12年5月1日～6月30日(2ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園 [石の彫刻国際シンポジウム] 会期:平成12年5月1日～5月31日(1ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園 ○第6回 石のさとフェスティバル ・開催場所 牟礼町 ・実施内容 [石の彫刻コンクール展] 会期:平成15年6月1日～7月31日(2ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園 [石の彫刻国際シンポジウム] 会期:平成15年6月1日～6月30日(1ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について	86
農業委員について	87

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員会及び選挙区	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 区域面積	19,434 ha	1,583 ha
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在)	216 ha (平成16年1月現在)
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	346 世帯 (平成16年1月現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
庵治町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	972 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	15人
(2)選任委員 (ア)農協・共済推薦1号委員	2人	0人
(イ)議会推薦2号委員	5人	3人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。
<p>※ 庵治町地域における選挙による農業委員会の委員特例数の考え方【参考】</p> <p>○高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの農地面積 $6,184\text{ha} \div 40\text{人} \doteq 155\text{ha}$ -①</p> <p>○①に基づく庵治町区域の選挙による農業委員の委員数 $216\text{ha} \div \text{①} \doteq 1.39$ -②</p> <p>○高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの基準農業者数 $10,709\text{世帯} \div 40\text{人} \doteq 268\text{世帯}$ -③</p> <p>○③に基づく庵治町区域の選挙による農業委員会の委員数 $346\text{世帯} \div \text{③} \doteq 1.29$ -④</p> <p>○②(農地面積による基準値)と④(基準農業者数による基準値)の平均 $(\text{②} + \text{④}) \div 2 = 1.34 \doteq 1\text{人}$</p>		

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

対 応 策
庵治町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。 なお、農業委員会委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮を検討するものとする。

調 整 案
庵治町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき1人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。